

広報ひろの 号外 2

平成23年5月13日 発行

◎広野町の状況

広野町の方針として福島第1原発が安定しない状況にあることから、全町民に対し自主避難を要請しています。4月22日、政府により広野町全域が**緊急時避難準備区域**※に指定されました。現在のところ町内への立ち入りは可能ですが、十分な注意が必要です。

※ 町内へ入る方は原発の状況が悪化した場合には屋内退避や避難などの措置を迅速に取れるようあらかじめ準備しておく必要があります。**子供や妊婦、介護を必要とする方は立ち入らないように要請されています。**

★放射線量(5月13日 12時現在)

大気中(広野町下北迫):0.46マイクロシーベルト/時 (年間に換算すると4ミリシーベルト)

計算式 例 0.46マイクロシーベルト×24時間(1日)×365日(1年)=4029マイクロシーベルト≒4ミリシーベルト

補足:国の基準では、成人が年間に浴びても安全だとされる線量は20ミリシーベルト/年とされています。

★上水道

法定検査項目	検査結果	水道法による判定基準	法定検査項目	検査結果	水道法による判定基準
一般細菌	0個	100個/ml以下	色度	1度未満	5度以下
大腸菌	検出なし	検出されないこと	濁度	0.1度未満	2度以下
塩化物イオン	5.6mg/L	200mg/L以下	残留塩素	0.6mg/L	0.1mg/L以上
有機物	0.3mg/L未満	3mg/L以下	放射性物質	検査結果	食物摂取制限に関する指標
pH値	7.4	5.8～8.6			
味	異常なし	異常でないこと	ヨウ素	検出なし	300Bq/kg
臭気	異常なし	異常でないこと	セシウム	検出なし	200Bq/kg

*水質検査結果(4月18日現在/月1回の検査)・放射性物質(5月8日現在/2日に1回の検査)

*水質検査により安全を確認しておりますが、**放射性物質は天候や風向きにより変化します。**

*放射性物質の最新検査結果については、厚生労働省ホームページ(<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/>) 福島県ホームページ(暫定版)(<http://www.pref.fukushima.jp/j/>)で確認できます

*下水供用区域については、建設課と協議しながら早期復旧に向け検討中です。

*地盤の隆起により町内全域の本管及び各戸への給水管について損傷している可能性があります。漏水等による二次災害が予想されますので、漏水箇所について随時調査確認中です。

★下水道

*公共下水道区域内の下水道本管、マンホール等復旧が必要な箇所の調査をしています。

*下水道処理施設(仮設)の敷地造成工事に着手いたしました。引き続き管路工事、北迫川水管橋仮設工事、マンホールポンプ制御盤設置工事等を早急を実施します。

★道路

*津波で被害を受けた地区のガレキ撤去作業が完了しました。

*路面の陥没や、舗装の補修工事のための測量を開始しました。

★電気

*町内全域に通電可能です。各戸への通電は、漏電の恐れがあるため個人立会いのもと、随時工事します。

◎災害補償

★国・県義援金

*広野町役場湯本支所・広野町指定避難所で受付しています。

国・県義援金振込予定

5/14 受付分まで**5/19 振込** 5/21 受付分まで**5/26 振込** 5/28 受付分まで**6/2 振込**

***振込のお知らせを発行しませんので、記帳していただき『ギエンキン』の額を確認してください。**

***申請内容に誤りがあった場合、修正後に再度振込を依頼しますので振込が遅くなります。ご了承ください。**

★生活再建支援金

*津波や地震により、住居用家屋が全壊又は半壊した場合について、家屋の外観調査に基づき対象の方へ通知を差し上げます。ご不明な点がございましたら災害補償担当へお問い合わせください。

★災害弔慰金(避難中死亡者への見舞金)

*死亡届の記載内容などから因果関係を判断し、支給の可否を決定します。対象となる方へは義援金申請の際の避難先へ連絡いたします。

◎二次避難関係(旅館・ホテル)

*二次避難を希望される方につきましては、意向調査票の記入をお願いしています。町指定の避難所または、広野町役場湯本支所へお問い合わせください。空き状況により順次ご案内いたします。

◎三次避難関係(仮設住宅・借上住宅関係)

★仮設住宅

*いわき市内に第1期工事として200戸建設開始 6月下旬頃入居開始(第2期工事・建設地は未定) 建設地 福島県いわき市中央台高久地区

*入居申込を5月20日頃から5月末日まで湯本支所で受付をする予定です。**先着順ではありません。**

★町民の方が個人で福島県内に借上げた住宅の切替えについて

*町民の方が個人で福島県内の民間賃貸住宅を借りた場合には、申出書を提出することにより5月1日分から**福島県の借上げ物件となり、家賃を福島県が負担**します。

*今のところ**県内借上住宅の3月・4月分へ遡っての補助及び県外借上住宅家賃補助等の制度はありませんが、引き続き国・県に制度の改正を強く要望**していきます。

◎行政機能

★証明書関係

*各種証明(住民票・戸籍・印鑑・所得・課税)は通常どおり発行可能です。

*所得証明は平成21年中の所得が最新の証明内容となっています。

*各種証明手数料については、当面の間は無料となります。

★使用料・介護保険料について

広野町公営住宅使用料等各種使用料関係

*納入期限の延期・平成23年度使用料は指定解除を目途に減免します。

介護保険料(納付書及び口座振替にて納付する方)

*3月31日に納期が到来した平成22年度介護保険料9期分の納期を、平成23年5月31日まで延長します。

★公的年金から住民税等を天引きされている方へ(特別徴収対象者)

*住民税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民健康保険税の6月及び8月分の年金天引きは中止となりました。

★防犯

*消防団及び警察、町が雇用した町民による巡回を実施しています。

*警察署に警備強化を要請し、広島県警40名態勢で町内の警備を行っています。

*緊急時避難準備区域設定後に解除された道路での検問について、再開を要請しています。

*町では、**寄付のお願いや電話による税金等の振込依頼(徴収)は行っていません。**お気をつけください。

★保険関係

*国民健康保険証の更新を行っています。お済でない方はご連絡をお願いします。保険証の有効期限は平成24年3月31日となります。

*後期高齢者保険証は7月31日が有効期限ですので、7月末頃に新保険証を送付します。

○医療費の一部負担金について

*当面、6月末までの間は、医療機関等において被災事実を申し立てれば、診療等分については支払う必要はありません。

★乳幼児健康診査

*現在避難している市町村で受診ができます。避難先の市町村にお問合わせください。健診日が決まりましたら、広野町役場湯本支所までご連絡ください。

◎行政機能

★予防接種について

- *希望する医療機関に連絡し、予約を入れてから受診してください。
接種の際は母子健康手帳および保険証など住所・氏名・生年月日が確認できるものを持参してください。
- 県内の医療機関で接種する場合 ポリオ予防接種のみ自己負担があります。
- 県外の医療機関で接種する場合 全種類自己負担があります。
- ※自己負担分については、後日お支払いしますので、領収書および予診票の写しを保管し、広野町役場湯本支所までご連絡ください。
- 東日本大震災の影響で定期予防接種ができなかった方は、震災から6か月程度に限り、対象年齢が過ぎてても接種が可能です。

★妊婦一般健康診査

- 県内の医療機関で受診する場合 今までどおり受診できます。
- 県外の医療機関で受診する場合 自己負担があります。
- ※自己負担分については、後日お支払いしますので、領収書および妊婦一般健康診査受診票の写しを保管し、広野町役場湯本支所までご連絡ください。
- ※震災の影響等で妊婦一般健康診査受診票を紛失された場合は、ご連絡ください。

★総合検診

- *例年実施しております総合検診については、7月以降を予定しています。日程等については決定次第お知らせします。

★小・中学校、幼稚園について

- *広野町が緊急時避難準備区域に指定されているため、町内の小・中学校及び幼稚園は休校・休園することとなっております。
- 現在、幼稚園、小・中学校の園舎・校舎の地震による被災状況調査を始めており、今後必要に応じて改修工事等を行うなどの対応を予定しています。

★区外就学等により避難されている児童生徒への就学費支援について

- *広野町に住所があり、平成23年4月以降、広野小・中学校へ就学する予定であった児童生徒がいる世帯に対し、学用品費や給食費などの就学費支援を行います。
- 詳しい支援の内容については、今後発行される広報ひろのや広野町ホームページに掲載いたします。

★広野町奨学資金貸与事業について

- *広野町では、大学・短期大学・専門学校に通う広野町出身の学生に対し、月額最大10万円までの奨学資金の貸与を行っておりますが、新規の申請受付を6月末まで延長いたしておりますので、ご希望の方は広野町役場湯本支所までお問い合わせください。
- なお、継続して貸与を受けられている方については、3月及び4月分の送金が完了いたしておりますのでご確認ください。5月分以降は通常通りに送金いたします。

★子ども手当の定期払いについて

- *子ども手当の支給は、例年6月5日を予定しておりましたが、震災の影響により6月中旬支給を予定しております。ご迷惑をおかけいたしますがご了承をお願いいたします。

◎お知らせ

津波の被害地区でガレキ撤去及び不明者捜索の際に見つけた遺失物は、広野町役場(広野町)に保管していますので、確認を希望される方は役場(0240-27-2111)へご連絡ください。

広野町役場 湯本支所 〒972-8322 いわき市常磐上湯長谷町釜の前5番地

災害グループ(災害対策本部・災害補償・二次避難・三次避難 他) 0246-43-1331

行政グループ(各種証明書・保険証・教育委員会 他) 0246-43-1330

広野町役場(広野) 0240-27-2111

双葉地方水道企業団 0246-23-6751



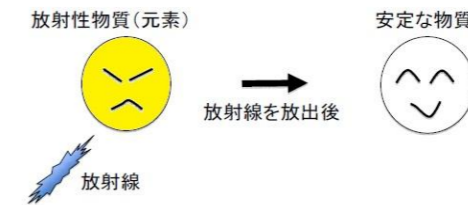
広野町役場
携帯電話版
ホームページ

役場からのお知らせや証明書関係について、義援金申請の際に記載いただいた『避難先』へ送付しています。送付先の変更を希望する場合や避難先変更の際は、災害補償担当へご連絡をお願いいたします。

特集！ 放射能について正しく理解しよう！

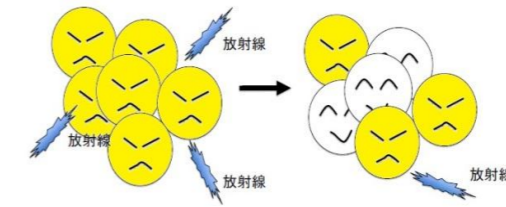
★放射性物質（ほうしゃせいぶっつ）とは？

- ・「放射性物質」というのは“安定していない”状態の物質です。このため、より安定な物質に変化しようとして、放射線を出します。これが“放射線”です。
- ・安定な物質になると、これ以上放射線は出しません。



★放射能（ほうしゃのう）とは？

- ・「放射能」とは、“放射線の出す能力”のことを指します。1秒間に放射性物質が安定な物質に変化する数を「ベクレル」と呼び、放射能の単位として使われます。
- ・放射性物質は安定な物質に変化するので、放射能は時間が経つとともにどんどん弱くなっていきます。
- ・例えばヨウ素131は放射能が半分になる時間(“半減期”と言います)が8日です。セシウム137は30年です。テレビ等で話題となるこれらの放射性物質は、原子力発電所から飛散しています。



★“自然放射線”

食物や大気には、普段から放射性物質(カリウム40やラドンなど)が混ざっています。私たちはその他にも、宇宙や大地から放射線を受けています。これらを“自然放射線”と呼びます。

医療でレントゲン写真を撮影したり、海外旅行で飛行機に乗ったりすることでも、放射線を受けています。これまであまり意識されて来なかっただけで、放射線は、実は大変身近なものなのです。

“放射線から身を守る”という立場で、必要のない放射線をできるだけ受けないようにすることは、大切です。しかし、過剰な対策は、生活に支障をきたしたり、偏見を産み出したりすることにもつながります。何事もバランスが大事です。

★放射線、放射能は感染しません

- ・私たちが放射線を受けたからといって、私たちの体から放射線が出てくることはありません。(例えば、レントゲン写真を撮った後、私たちの体から放射線は出てきません。)
- ・放射性物質が付着したり、体内に取り込まれたりしても、その周りにいる人に影響を与えるほどの放射線は発しません。(医療用で用いられるPET薬剤や治療内服薬は、桁違いに強力な放射性物質を患者の体内に取り込みます。それでも患者の周りに人に影響を与えることはありません)
- ・3月17日以降、放射性物質の大量放出はありません。したがって、その時に放射性物質が体や服に付着していたとしても、すでに取れています。口などから体内に入っていた場合でも、体外に排出されています。

平成23年4月20日発行 文部科学省『放射能を正しく理解するために』より抜粋